

練馬区特別養護老人ホーム等に係る施設整備費補助要綱

平成7年12月19日 練福高発第633号 制定

平成23年11月22日 23練福高第1100号 全部改正

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人（以下「法人」という。）が、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第4項の規定により設置する特別養護老人ホーム（定員30人以上のものに限る。）および当該特別養護老人ホームに併設する同法第20条の3に規定する老人短期入所施設（以下「特養施設等」という。）における創設、大規模改修および改築等を含む整備事業（以下「整備事業」という。）に要する費用の一部を練馬区（以下「区」という。）が補助することについて、社会福祉法人に対する補助金交付の手續に関する条例（昭和58年3月練馬区条例第7号。以下「条例」という。）および社会福祉法人に対する補助金交付の手續に関する条例施行規則（昭和58年3月練馬区規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、特養施設等の整備を促進し、もって高齢者福祉の向上を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 この要綱による補助は、法人が、区の区域内に特養施設等を整備する事業（平成23年度以降に当該整備に係る工事を着工する事業で、練馬区政推進基本条例（平成22年12月練馬区条例第45号）第13条第2項に規定する総合的な施策に関する基本計画で定める特養施設等の整備に係る分に限る。）であって、つぎの各号のいずれかに該当するものに対して行う。

(1) 別表第1に掲げるつぎの事業

ア 創設に関する事業

イ 増築、改築または増改築に関する事業

(2) 別表第2に掲げる大規模改修に関する事業

(暴力団等の排除)

第2条の2 つぎに掲げる者は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

(1) 練馬区暴力団排除条例（平成24年12月練馬区条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団

(2) 法人その他の団体の代表者、役員または使用人その他の従業者もしくは構成員に暴排条例第2条第3号に規定する暴力団関係者に該当する者があるもの（補助対象経費等）

第3条 補助の対象となる経費は、別表第3第3欄のとおりとする。

2 第2条第1号アの事業の補助金の額は、別表第3第2欄に定める補助基準額と第3欄に定める補助対象経費の実支出額から都補助金、寄付金その他の収入を控除した額を比較していずれか少ない額とする。

3 第2条第1号イの事業の補助金の額は、つぎの各号に掲げる金額を比較していずれか少ない額とする。

(1) 別表第3第2欄に定める補助基準額に別表第4に定める物価調整補助額を加算した額

(2) 別表第3第3欄で定める補助対象経費の実支出額から都補助金、寄付金その他の収入を控除した額

4 第2条第2号の事業の補助金の額は、別表第3第2欄に定める補助基準額と第3欄に定める補助対象経費の実支出額から都補助金、寄付金その他の収入を控除した額に2分の1を乗じた額を比較していずれか少ない額とする。

5 前3項により算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

（交付申請）

第4条 補助金の交付を申請する場合は、年度ごとに申請しなければならない。

2 補助金の交付を申請する法人は、補助金交付申請書（規則第1号様式）につぎに掲げる書類を添付して提出するものとする。

(1) 申請額算出内訳書（第1号様式）

(2) 事業計画書（第2号様式）

(3) 収支予算書

(4) 財産目録

(5) 貸借対照表

(6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(申請回数等の制限)

第4条の2 この要綱による同一の整備事業における補助の申請は、同一施設につき原則1回とする。

2 つぎの各号に掲げる整備事業は、この要綱による補助金の交付を受けて実施した前回の整備事業の完了から10年以上が経過していることを条件とする。

(1) 創設後の大規模改修

(2) 大規模改修後の増築、改築または増改築

3 前2項の規定にかかわらず、区長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(交付決定)

第5条 区長は、条例第3条の規定による申請があったときは、申請書、提出書類等の内容に係る審査、必要に応じた現地調査等を行い、適当と認めるときは補助金交付決定通知書（規則第2号様式）により、不適当と認めるときは補助金交付決定却下通知書（規則第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第6条 区長は、前条の規定により補助金の交付を決定した後、令和8年度老人福祉施設整備費補助要綱（令和8年4月1日7福祉高施第2308号）に基づく東京都からの補助金（以下「都補助金」という。）の交付決定がなされない等の特別な事情が生じたときは、補助金の交付決定の全部もしくは一部を取り消し、またはその内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 区長は、前項の規定により交付決定の取消し等をしたときは、速やかにその決定の内容およびこれに付した条件を補助金の交付決定を受けた法人（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。

(補助事業の遂行命令)

第7条 区長は、補助事業が補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、当該交付決定の内容およびこれに付した条件に従って補助事業を遂行することを命ずることができる。

2 区長は、補助事業者が前項の規定による命令に違反したときは、補助事業の一時停止を命ずることができる。

(交付時期)

第8条 補助金は、補助対象事業に係る工事の出来高に応じて、当該年度ごとに交付する。ただし、区長が必要と認めるときは、この限りでない。

(事業実績報告等)

第9条 条例第8条第1号に規定する事業実績報告書は、第3号様式による。

(補助金の額の確定)

第10条 区長は、事業実績報告書の審査および必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるか否かを調査し、適合すると認めるときは、当該年度における事業の実績に応じて交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（第4号様式）により補助事業者に通知する。

(概算払)

第11条 区長は、第5条の規定による補助金の交付決定後から前条の規定による補助金の額の確定前の間において必要があると認めるときは、第8条の規定にかかわらず、当該補助金の全部または一部を概算払により交付することができる。

2 区長は、前項の規定により概算払をするときは、毎年度四半期（第1四半期は4月から6月まで、第2四半期は7月から9月まで、第3四半期は10月から12月まで、第4四半期は翌年1月から3月までをいう。）ごとに当該補助金を交付するものとする。

3 前項の規定による交付の時期は、それぞれの四半期の初月とする。ただし、第1四半期分の交付については、第5条の規定による補助金の交付決定後、別に定める期日までに行うものとする。

4 第5条の規定により補助金の交付決定を受けた補助事業者は、第1項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（第5号様式）を区長に提出しなければならない。

5 補助事業者は、第1項の規定により補助金の概算払を受けた場合において、第10条の規定による補助金交付額確定通知書を受領したときは、補助金概算払精算報告

書（第6号様式）を区長に提出し、速やかに補助金を精算しなければならない。

（補助金の請求および交付）

第12条 補助事業者は、第10条の規定により通知を受けたときは、補助金請求書（第7号様式）に必要書類を添付して、区長に補助金の交付を請求するものとする。

2 区長は、補助事業者から前項の規定により補助金の請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

（是正のための措置）

第13条 区長は、第9条による報告の審査および調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための措置を執るべきことを命ずることができる。

2 補助事業者は、前項の規定による命令に従って是正措置を行った場合は事業実績報告書により措置した内容を報告しなければならない。

（違約金）

第14条 補助事業者は、条例第7条の規定により補助金の交付決定の全部または一部を取り消され、規則第6条の規定により当該補助金の返還を命ぜられたときは、その受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

（延滞金）

第15条 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 前項の規定により延滞金の納付が命ぜられた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算となるべき額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（他の補助金等の交付の一時停止等）

第16条 区長は、補助金の返還を命じたにもかかわらず、当該補助金、違約金または延滞金の全部または一部を納付しない補助事業者に対して、その者に対して交付すべき他の補助金があるときは、相当の程度においてその交付を一時停止し、または当該補助金と未納付額とを相殺することができる。

(財産処分の制限)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、効用の増加した不動産およびその従物については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年7月11日厚生労働省告示第384号）」に定める期間を経過するまで、区長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。

(財産処分に伴う補助金の返還)

第18条 区長は、前条の承認を受けて財産処分することにより収入があった場合には、その収入の全額または一部を区に納付させることができる。

(財産の管理義務)

第19条 補助事業者は、この補助事業により取得し、または効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(関係書類の整理保管)

第20条 補助事業者は、補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿および証拠書類を補助事業完了後5年間保管しておかななければならない。

(運営事項)

第21条 補助事業者は、特養施設等に係る関係法令に従い、適正に運営しなければならない。

(報告)

第22条 区長は、必要があると認めるときは、補助事業者に運営の状況について報告を求めることができる。

2 補助事業者は、前項の規定による報告の求めに対し、協力しなければならない。

付 則

- 1 この要綱は、平成7年12月20日から施行する。
- 2 社会福祉法人章祐会に対する補助金交付要綱（平成6年3月15日練福高発第3202号）および社会福祉法人泉陽会に対する助成金交付要綱（平成2年3月15日練福高発第1218号）は、廃止する。
- 3 前2号に定める要綱の規定により交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

付 則（平成8年12月26日練福高発第649号）

この要綱は、平成9年1月6日から施行する。

付 則（平成10年10月1日練福高発第428号）

- 1 この要綱は、平成10年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の練馬区老人福祉施設等整備費補助要綱の規定により交付決定された補助金の取扱いおよび東京都の平成9年度老人福祉施設等施設整備費及び設備整備費補助要綱（平成9年8月12日9高保地第12号）により対象となった老人福祉施設整備事業に係る補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

付 則（平成13年3月2日練保高発第835号）

この要綱は、平成13年3月21日から施行する。

付 則（平成15年2月27日練福高発第848号）

- 1 この要綱は、平成15年3月3日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の練馬区老人福祉施設等整備費補助要綱の規定により交付決定された補助金の取扱いおよび東京都の平成13年度老人福祉施設等施設整備費及び設備整備費補助要綱（平成13年4月13日付福高施第46号）により対象となった老人福祉施設整備事業に係る補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

付 則（平成17年9月9日17練保高第1031号）

- 1 この要綱は、平成17年9月9日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の練馬区老人福祉施設等整備費補助要綱の規定により交付決定された補助金の取扱いおよび東京都の平成15年度老人福祉施設等施設整備費及び設備整備費補助要綱（平成15年7月8日付15福高施第322号）により対象と

なった老人福祉施設整備事業に係る補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

付 則（平成23年11月22日25練福高第1100号）

- 1 この要綱は、平成23年11月22日から施行する。
- 2 改正前の練馬区老人福祉施設等整備費補助要綱第3条に規定する補助対象施設に係る借入金償還費の補助については、改正後の練馬区特別養護老人ホーム等に係る施設整備費補助要綱第2条および第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則（平成26年3月10日25練福高第3517号）

この要綱は、平成26年3月11日から施行する。

付 則（平成26年10月14日26練福高第1356号）

- 1 この要綱は、平成26年10月14日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の練馬区特別養護老人ホーム等に係る施設整備費補助要綱の規定により交付決定された補助金の取扱いおよび東京都の平成25年度老人福祉施設整備費補助要綱（平成25年6月18日25福保高施第511号）により対象となった老人福祉施設整備事業に係る補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

付 則（平成27年10月1日27練福高第1032号）

- 1 この要綱は、平成27年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の練馬区特別養護老人ホーム等に係る施設整備費補助要綱の規定により交付決定された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。
- 3 改正前の練馬区特別養護老人ホーム等に係る施設整備費補助要綱第3条第1項に規定する施設整備に係る借入金償還費の補助については、平成27年3月31日までに竣工した特養施設等が、平成27年度分以降の補助金の申請を行う場合は、なお従前の例による。

付 則（平成31年3月4日30練福高第2012号）

- 1 この要綱は、平成31年3月4日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の練馬区特別養護老人ホーム等に係る施設整備費補

助要綱の規定により交付決定された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

付 則（令和元年 7 月 19 日 1 練福高第 660 号）

- 1 この要綱は、令和元年 7 月 19 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の練馬区特別養護老人ホーム等に係る施設整備費補助要綱の規定により交付決定された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

付 則（令和 2 年 7 月 17 日 2 練福高第 235 号）

- 1 この要綱は、令和 2 年 7 月 17 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の練馬区特別養護老人ホーム等に係る施設整備費補助要綱の規定により交付決定された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

付 則（令和 3 年 7 月 30 日 3 練福高第 498 号）

- 1 この要綱は、令和 3 年 7 月 30 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の練馬区特別養護老人ホーム等に係る施設整備費補助要綱の規定により交付決定された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

付 則（令和 4 年 5 月 31 日 4 練福高第 319 号）

- 1 この要綱は、令和 4 年 5 月 31 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の練馬区特別養護老人ホーム等に係る施設整備費補助要綱の規定により交付決定された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

付 則（令和 5 年 5 月 12 日 5 練福高第 195 号）

- 1 この要綱は、令和 5 年 5 月 12 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の練馬区特別養護老人ホーム等に係る施設整備費補助要綱の規定により交付決定された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

付 則（令和 6 年 6 月 12 日 6 練福高第 230 号）

- 1 この要綱は、令和 6 年 6 月 12 日から施行する。

- 2 この要綱の施行の際、改正前の練馬区特別養護老人ホーム等に係る施設整備費補助要綱の規定により交付決定された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

付 則（令和８年７月１日８練福高第215号）

- 1 この要綱は、令和８年７月１日から施行し、同年４月１日から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の練馬区特別養護老人ホーム等に係る施設整備事業費補助要綱の規定により交付決定された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

別表第 1（第 2 条関係）

1 整備区分	2 整備内容
創設 (開設)	新たに施設等を整備すること（空き家等の既存建物や地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、施設等を整備する事業を含む。）。
増築（床）	既存の施設等の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改築 (再開設)	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備すること（一部改築を含む。）。 ※ 1 取壊し費用も対象とすることができる。 ※ 2 既存施設等に移転して改築する事業を含む。この場合、既存施設等を取り壊すかどうかは問わない。 ※ 3 改築に当たり定員を見直す場合には、改築後の定員等について、地域のニーズ等を踏まえたものとなるよう指定権者とあらかじめ協議すること。
増改築	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備することに併せて現在定員の増員を図るための整備をすること（一部増改築を含む。）。 ※ 1 取壊し費用も対象とすることができる。 ※ 2 既存施設等に移転して改築する事業を含む。この場合、既存施設等を取り壊すかどうかは問わない。

別表第 2（第 2 条関係）

1 区分	2 内容
(1) 施設の一部改修	経年劣化により使用に耐えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事

(2) 施設の付帯設備の改造	経年劣化により使用に耐えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事
(3) 施設の冷暖房設備の設置等	気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事および一定年数を経過して使用に耐えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事
(4) 避難経路等の整備	居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事
(5) 環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	1 活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備や窓枠改良工事等 2 アスベストの処理工事およびその後の復旧等関連する改修工事
(6) 消防法および建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防法設備等（スプリンクラー設備等を除く。）について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備
(7) 土砂災害等に備えた施設の一部改修等	東京都が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等
(8) 施設の改修整備	施設事業を行う場合に必要な既存建物（賃貸物件を含む。）のバリアフリー化工事等、施設等の基盤整備を図るための改修工事
(9) その他施設における大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事

別表第3（第3条関係）

1 整備区分	2 補助基準額		3 補助対象経費
創設	1 床当たり 3,400,000円	区から無償で借り受けた土地または法人所有地に特養施設等を整備する場合 1 床当たり 2,100,000円	施設の整備に必要な工事費または工事請負費および工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監理料等をいい、その費用の額は、工事費または工事請負費の2.6パーセント相当の額を限度とする。） ただし、つぎに掲げる費用は、補助対象外経費とする。 (1) 土地の買収または整地に要する費用 (2) 造園および道路敷設に要する費用 (3) 既存建築物の買収に要する費用 (4) その他施設整備費として適当と認められない費用
増築、改築、増改築			
大規模改修	60,000,000円		

別表第4（第3条関係）

1 整備区分	2 物価調整補助額	
増築、改築、増改築	1 床当たり 4,080,000円	区から無償で借り受けた土地または法人所有地に特養施設等を整備する場合 1 床当たり 2,520,000円

第 1 号様式（第 4 条関係）

申請額算出内訳書【創設、増築、改築、増改築】

総工費										円 X	(単位:円)
年度	出来高 (%)	事業費 A=X×出来高%	補助対象経費 (実支出予定額) B=A-補助対象外	東京都補助金 交付予定額 C	寄付金 その他の収入 D	差引額 E=B-(C+D)	定員 (人) F	区補助基準額		区補助金申請額 I	
								補助単価 G	算定額 H=(F×G)		
年度	%										
年度	%										
年度	%										
各年度の 合計											

- ※ 1 費目別内訳(都様式)を添付し、消費税は、原則として費目別に割り振る
- 2 F欄は、特養定員＋ショートステイ定員
- 3 G欄は、別表第3第2欄に定める補助基準額。ただし、増築、改築、増改築の場合は別表第4に定める物価調整補助額を加算した額
- 4 I欄は、E欄とH欄を比較して少ない方の額とし、1,000円未満の端数を切り捨てる

第1号様式（第4条関係）

申請額算出内訳書【大規模改修】

総工費

円 X

(単位:円)

[illegible]

※ 1 費目別内訳(都様式)を添付し、消費税は、原則として費目別に割り振る
2 G欄は、別表第3第2欄に定める補助基準額
3 H欄は、F欄とG欄を比較して少ない方の額とし、1,000円未満の端数を切り捨てる

第2号様式（第4条関係）

事業計画書

1 施設の名称および所在地

2 施設の開設者

3 入所定員

4 施設整備に係る事業計画

(1) 施設の規模等

ア 敷地面積 m^2 都市計画上の用途地域

イ 敷地の所有形態（所有権・賃借権 年）

権利者

ウ 施設整備の区分 新築・既存建物改修

エ 建物の面積 建築面積 m^2 延床面積 m^2

オ 建物の構造 造 地上 階 地下 階建

（準耐火建築・耐火建築）

(2) 施工計画

ア 契約年月日

イ 着工年月日

ウ 竣工年月日

エ 開設予定年月日

5 添付書類

(1) 建物構造関係

- ・各室面積表 ・配置図 ・平面図 ・立面図 ・建築確認に係る書類
- ・建物内外主要部分の写真

(2) 権利関係

土地建物に関する契約書、公図および登記事項証明書

(3) 契約関係

工事請負契約書および設計監理契約書の写し、工事検査済証の写し

(4) その他参考となる書類

東京都補助金交付決定通知書の写しほか

第3号様式（第9条関係）

年 月 日

練馬区長 殿

所在地

法人名

代表者職・氏名 理事長

事業実績報告書

年 月 日付け 練福高第 号で交付決定を受けた特別養護老人ホーム等に係る施設整備費補助金に係る事業実績について、練馬区特別養護老人ホーム等に係る施設整備費補助要綱第9条の規定に基づき、下記の関係書類を添えて報告します。

記

1 精算金額 _____ 円

2 経費所要額精算書（別紙1）

3 事業実績報告詳細（別紙2）

4 添付書類

- (1) 収支決算書
- (2) 貸借対照表
- (3) 財産目録
- (4) その他参考となる資料

経費所要額精算書【創設、増築、改築、増改築】

年 月 日

総工費 円 X (単位:円)

年度	出来高 (%)	事業費	補助対象経費 実支出額	東京都補助金 交付額	寄付金 その他の収入	差引額	定員 (人)	区補助基準額		区補助金精算額
		A=X×出来高%	B=A-補助対象外	C	D	E=B-(C+D)	F	補助単価 G	算定額 H=(F×G)	
年度	%									
年度	%									
年度	%									
各年度 の合計										

- ※ 1 費目別内訳(都様式)を添付し、消費税は、原則として費目別に割り振る
- 2 F欄は、特養定員+ショートステイ定員
- 3 G欄は、別表第3第2欄に定める補助基準額。ただし、増築、改築、増改築の場合は別表第4に定める物価調整補助額を加算した額
- 4 I欄は、E欄とH欄を比較して少ない方の額とし、1,000円未満の端数を切り捨てる

経費所要額精算書【大規模改修】

年 月 日

総工費		円 X								(単位:円)
年度	出来高 (%)	事業費 A=X×出来高%	補助対象経費 実支出額 B=A-補助対象外	東京都補助金 交付額 C	寄付金 その他の収入 D	差引額 E=B-(C+D)	算定額 F=E×1/2	区補助基準額 G	区補助金精算額 H	
年度	%									
年度	%									
年度	%									
各年度 の合計										

※ 1 費目別内訳(都様式)を添付し、消費税は、原則として費目別に割り振る
2 G欄は、別表第3第2欄に定める補助基準額
3 H欄は、F欄とG欄を比較して少ない方の額とし、1,000円未満の端数を切り捨てる

別紙 2

事業実績報告詳細

- ## 1 施設の名称および所在地

- ## 2 施設の開設者

- ### 3 入所定員

- #### 4 施設の規模等

- (1) 敷地面積 m^2 都市計画上の用途地域

- (2) 敷地の所有形態 (所有権・賃借権 年)

權利者

- (3) 施設整備の区分 新築・既存建物改修

- (4) 建物の面積 建築面積 m² 延床面積

- (5) 建物の構造 造 地上 階 地下 階建

(準耐火建築・耐火建築)

- 5 施設整備費内訳（費目別内訳書を添付すること）

- ### (1) 整備区分

- (2) 補助対象経費 計 円

ア 主体工事費 円

イ 工事事務費 円

- (3) 補助対象外経費 計 円

- ## 6 施工經過

- (1) 登記年月日

- (2) 契約年月日

- (3) 着工年月日

- (4) 竣工年月日

- (5) 開設予定年月日

第4号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

練馬区長

補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告を受けた補助金について、下記のとおり
確定したので、練馬区特別養護老人ホーム等に係る施設整備費補助要綱第10条
の規定に基づき、通知します。

記

補助金交付確定額 _____ 円

第5号様式（第11条関係）

年 月 日

練馬区長 殿

所在地

法人名

代表者職・氏名 理事長

補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた特別養護老人ホーム等に係る施設整備費補助金を下記により交付されるよう請求します。

記

補助事業名および補助金額

補助事業名

金 額 金 円

第 6 号様式（第11条関係）

年 月 日

練馬区長 殿

所在地

法人名

代表者職・氏名 理事長

補助金概算払精算報告書

年 月 日付け 第 号により交付を受けた特別養護老人ホーム等に係る施設整備費補助金について、下記のとおり報告します。

記

1	交付確定額	金	円
2	概算交付額	金	円
3	差引額	金	円

第7号様式（第12条関係）

年 月 日

練馬区長 殿

所在地

法人名

代表者職・氏名 理事長

補助金請求書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた補助金を下記により交付されるよう請求します。

記

補助事業名および補助金額

補助事業名 _____

金 額 金 _____ 円